

札幌市都市公園の維持管理に関する協定における
費用見直し等に関する確認書（月寒公園等）

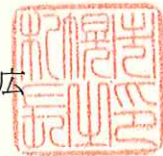
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市都市公園条例（昭和 32 年条例第 3 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 12 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び月寒公園パークライフコンソーシアム（以下「乙」という。）が締結した札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）第 27 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 899,000 円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 5 年 3 月 22 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北 1 条東 1 丁目 6 番地 16
月寒公園パークライフコンソーシアム
代表者 公益財団法人札幌市公園緑化
理事長 近藤 哲也

